京都市教育委員会告示第8号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号(個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等)の一部を次のように改めます。

平成27年3月27日

京都市教育委員会

- 「1 施設の設備の程度」の表元京都市立春日小学校の項を削る。
- 「1 施設の設備の程度」の表元京都市立聚楽小学校の項の次に次の1項を加える。

元京都市立	講堂	375	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	卓子1脚	腰掛	机1脚
西陣小学校			40w50 個	40w4 個	40w1 個	20w1 個	いす1脚	100人分	いす 4
			20w12 個		白熱灯			卓子1脚	脚
			白熱灯		100w4 個			いす4脚	
			100w33 個						

(総合教育センター学校統合推進室計画課)